

令和 8 年度  
伊豆の国歴史館いづしる内  
自動販売機設置事業者募集要項

【入札参加の申込手続の期限】

令和 8 年 3 月 6 日 (金) まで

【入札執行期日】

令和 8 年 3 月 24 日 (火)

伊豆の国市

## 令和8年度 伊豆の国歴史館いづしる内自動販売機設置事業者募集要項

伊豆の国市では、伊豆の国歴史館いづしる内に飲料用等の自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集します。設置を希望される事業者は、この要項の内容について了承のうえ、応募してください。

### 1 募集物件等の概要（詳細については、別添の物件個別明細書を参照してください。）

物件番号	施設名	所在地	占用面積 (上限)	備 考
1-1	伊豆の国歴史館 いづしる	伊豆の国市 四日町 800-1	幅 1750mm× 奥行 1000mm	飲料用 自動販売機

（注）設置場所は屋内の設置となります。

### 2 設置事業者の決定の手続

今回の競争入札により年間賃貸借料の額（初年度は、令和8年5月1日から令和9年3月31日）として提示された額について、市が定めた予定価格の額（入札執行前は公表しません。）以上であって、最高の提案額で入札した者を設置予定事業者（以下「落札者」という。）とし、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第4項に基づき、落札者と自動販売機設置に関する契約を締結します。

### 3 入札参加者の資格

この募集に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えているものとします。

- ① 本市の職員でないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- ③ この募集の開始の日から起算して2年以内に令第167条の4第2項各号に該当したことがない者であること。
- ④ 静岡県内において、法人にあっては本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては事業を営んでいること。
- ⑤ 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する1年以上の経験を有していること。
- ⑥ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を有していること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 4 契約の条件等

##### (1) 契約の内容

本契約は法第 238 条の 4 第 4 項の規定による設置契約です。設置については、同法のほか伊豆の国市財産管理規則（平成 17 年規則第 30 号）その他関係法令の適用があります。

##### (2) 契約の期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

##### (3) 設置台数

物件番号に自動販売機 1 台の設置とします。

##### (4) 使用料

落札者が入札書に記載した提案額をもって年間使用料の額とします。

##### (5) 必要経費等

自動販売機の設置、維持管理（光熱水費を含む。）、撤去に要する費用については、すべて設置事業者の負担とします。

なお、電気の使用については、市が設置した電源を使用できますが、市長が別に定めた電気使用料（電気使用料は、次の表に掲げる自動販売機の定格消費電力に区分に従い定められた電気使用料の額（年額）を予定しています。）を納めていただきます。

##### 電気使用料予定額（定格電力 100V）

定格消費電力の区分（注）	電気使用料の額（年額）
～ 200W以下	28,000 円
200W超～ 300W以下	43,000 円
300W超～ 400W以下	69,000 円
400W超～ 500W以下	101,000 円
500W超～ 600W以下	133,000 円
600W超～ 700W以下	165,000 円
700W超～ 800W以下	197,000 円
800W超～ 900W以下	230,000 円
900W超～1000W以下	264,000 円
1000W超～1100W以下	298,000 円
1100W超～1200W以下	332,000 円
1200W超～1300W以下	366,000 円
1300W超～1400W以下	400,000 円
1400W超～1500W以下	434,000 円

（注）定格消費電力の区分欄は、次の算式により得た数とします。

定格消費電力 + 電熱装置の定格消費電力 × 0.5

【例】 定格消費電力 405W 電熱装置の定格消費電力 418W の場合

$$405W + (418W \times 0.5) = 614W$$

電気使用料の額は、年額 165,000 円となります。

## (6) 使用上の制限等

次の事項を遵守してください。

- ① 許可物件を自動販売機の設置以外の目的に使用しないこと。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡、転貸又は担保に供してはならないこと。
- ③ 自動販売機の販売品目は清涼飲料水等の飲物とすること。ただし、酒類又はその類似品の販売を行ってはならないものとする。
- ④ 販売品目の形態は、缶、ペットボトル、紙パックなど密閉容器に入った商品の販売とすること。
- ⑤ 販売価格は、メーカー希望小売価格以下とすること。
- ⑥ 自動販売機に併設して、自動販売機1台につき1以上の割合で容器回収ボックスを設置し、設置事業者の責任により適切に回収、処分すること。また、容器回収ボックスから使用済みの容器が溢れたりすることができないように回収の頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理を行うこと。
- ⑦ 設置事業者は、設置した自動販売機を適時巡回し、状況を把握のうえ、容器の回収、周辺の清掃等を行うこと。
- ⑧ 設置する自動販売機については、省エネルギー、ノンフロン対策など環境に配慮したものとするよう努めること。
- ⑨ 設置する自動販売機については、ユニバーサルデザインに配慮したものとの設置に努めること。
- ⑩ 設置する自動販売機については、キャッシュレス及び災害対応型とすること。
- ⑪ 販売品の搬入、容器の回収等を行う時間、経路等については、自動販売機を設置した都市公園の管理者の指示に従って行うこと。
- ⑫ 自動販売機の設置に当たっては、転倒防止、盗難防止などの対策を講ずること。
- ⑬ 自動販売機の故障、問い合わせ、苦情等に関しては設置事業者の責任において対処すること。なお、自動販売機の故障時等の連絡先を設置した自動販売機に明記すること。
- ⑭ 自動販売機の売上本数等の実績を次のア又はイに掲げる期間ごとに、当該ア又はイに掲げる期日までに市に報告すること。

ア 4月から9月まで(初年度は、5月から9月まで)	10月31日まで
イ 10月から翌年3月まで	4月30日まで

## (7) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了し、又は許可が取り消された場合には、速やかに原状に回復してください。なお、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、設置事業者は補償等を伊豆の国市に請求することはできません。

## 5 募集要項等の配布

### (1) 配布期間

令和8年2月20日（金）から令和8年3月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を

除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 配布場所 (方法)

① 伊豆の国市企画財政部企画課で直接交付する方法

伊豆の国市企画財政部企画課に来庁のうえ請求してください。

② 電子メールによる配布をする方法

下記電子メールアドレス宛てに「令和 8 年度伊豆の国歴史館いづしる内自動販売機設置事業者募集要項希望」と記載して電子メールを送信してください。

電子メールアドレス kikaku@city.izunokuni.shizuoka.jp

③ 市役所ホームページからダウンロードする方法

当市ホームページよりダウンロードしてください。

## 6 入札参加の申込み手続

入札の参加を希望する事業者は、次のとおり競争入札参加申込書を提出してください。

(1) 受付期間

令和 8 年 2 月 20 日 (金) から令和 8 年 3 月 6 日 (金) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 受付場所

伊豆の国市企画財政部企画課

郵便番号 410-2292

住 所 伊豆の国市長岡 340 番地の 1

(3) 提出書類等

① 提出部数 1 部

② 提出書類 競争入札参加申込書 (様式第 1 号)

③ 添付書類

ア 誓約書 (様式第 2 号)

イ 証明書類 (発行の日から 3 月以内のもの)

《法人の場合》 商業登記事項証明書

《個人の場合》 住民票の写し

ウ 自動販売機の運営実績表 (様式第 3 号)

(4) 提出方法

持参又は郵送による提出も可とします。上記の受付期間内に必着とします。

(5) 入札参加確認通知書の送付

受付期間終了後、競争入札参加申込書および添付書類の内容確認を行います。入札参加が認められた事業者には、入札参加確認通知書を令和 8 年 3 月 13 日 (金) までに発送します。

## 7 質問書及び回答

(1) 受付期間

令和8年2月20日（金）から令和8年3月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出方法

伊豆の国市企画財政部企画課にFAX又は電子メールにより提出してください。

FAX 055-948-2915

電子メールアドレス kikaku@city.izunokuni.shizuoka.jp

(3) 質問者への回答

回答は、質問者に対して、FAX又は電子メール等で個別に回答します。

## 8 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年3月24日（火）

物件番号	施設名	所在地	占用面積 (上限)	備 考
1-1	伊豆の国歴史館 いづしる	伊豆の国市 四日町 800-1	幅 1750mm× 奥行 1000mm	飲料用 自動販売機

(2) 場 所 伊豆の国市役所 長岡庁舎3階 第1会議室

## 9 入札保証金

入札保証金は、免除します。

## 10 入札金額

入札書に記載する金額は、年額とします。

## 11 入札

(1) 入札は、指定の入札書（様式第4号）を使用してください。

(2) 提出した入札書は、理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(3) 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に「¥」マークを付け、1円未満の端数は記入しないでください。

(4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加者の資格を有しない者がした入札

イ 所定の日時までに所定の場所に提出しない入札

ウ 入札に際して不正行為があった入札

エ 同一の物件の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

オ 入札書に記名及び押印のない入札

カ 入札書に記載された事項が確認できない入札

キ 入札書に記載された金額を訂正した入札

(5) 入札は、1者（社）の場合でも実施します。

## 12 入札書の提出方法

### (1) 郵便の場合

令和8年3月19日（木）午後4時までに、伊豆長岡郵便局へ到着

送付先 郵便番号 410-2299

伊豆長岡郵便局留め

住 所 伊豆の国市長岡 340 番地の1

宛 先 伊豆の国市役所 企画課

「一般書留」により「伊豆長岡郵便局留め」として二重封筒にて郵送すること。

（普通郵便、簡易書留等は無効）

### (2) 持参の場合

令和8年3月19日（木）午後4時までに、伊豆の国市役所企画財政部企画課窓口に持参  
上記(1)(2)以外の方法での提出は無効とします。

## 13 開札及び落札者の決定

落札者は、最低使用料予定価格の額以上であって、最高の額を入札した者をもって決定します。落札者へは、電話により、落札者として決定した旨を連絡します。なお、落札者が2以上となった場合には、くじにより落札者を決定します。入札書に、くじ抽選用の任意の3桁の数字（くじ番号）をあらかじめ記入してください。別紙2「くじによる抽選方法について」を参照ください。

## 14 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札の期日を延長することがあります。

## 15 使用料等の納付

使用料及び電気料は、各年度、伊豆の国市長が発行する納入通知書により、伊豆の国市長が指定する期日までに全額納入してください。また、一旦納入された使用料及び電気料は返還しません。

## 16 その他

(1) 現場説明会等は、実施しません。

(2) この募集に関して必要な一切の費用は、参加者の負担となります。

## 17 問い合わせ先

伊豆の国市企画財政部企画課

郵便番号 410-2292

住 所 伊豆の国市長岡 340 番地の1

電話番号 055-948-1413

FAX番号 055-948-2915

(注) 問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性、公平性を保つため一切お答えできません。

様式第1号

競争入札参加申込書

令和 年 月 日

伊豆の国市長 様

所在 地 (住 所)

商 号 又 は 名 称

申込人 職・氏名

印

令和 年 月 日 執行の下記物件の競争入札に参加を申し込みます。

記

物件番号	施設名	申込み
1-1	伊豆の国歴史館いずしる	

(注) 入札に参加する物件の申込み欄に○を付けてください。

様式第2号

誓 約 書

私は、下記事項について誓約します。

記

- 1 伊豆の国市の職員ではありません。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に該当する者ではありません。
- 3 この募集の開始の日から起算して2年以内に令第167条の4第2項各号に該当したことがありません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員ではありません。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていません。
- 6 本募集に参加するにあたって、提出する申込書類の内容について事実と相違ありません。
- 7 伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例その他関係法令を遵守します。
- 8 談合等による本入札の公正を害するような行為は絶対にしません。

令和 年 月 日

伊豆の国市長 様

所在地（住所）

商号又は名称

申込人 職・氏名

印

様式第3号

自動販売機の運営実績表

令和 年 月 日

伊豆の国市長 様

所在地（住所）

商号又は名称

申込人 職・氏名

印

自動販売機の運営実績は次のとおりです。

No.	契約の相手方及び設置場所の名称	設置場所の所在地	設置台数及び品目	設置期間	備考
例	【例】●●市役所 △△センター	●●市	飲料2台 タバコ1台	H24.4～H27.3	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

【記載上の注意】

- 直近の官公庁の実績を優先して記載してください。
- 通算して実績の期間が1年以上となるよう作成してください。

## 入札書

伊豆の国市長 様

所在地（住所）

商号又は名称

申込人 職・氏名

印

伊豆の国歴史館いづしる内における自動販売機設置事業者の募集において、募集要項その他説明事項等すべて承諾のうえ、次の金額をもって下記物件の年間使用料提案額として入札します。

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

物件番号 1-1

施設名 伊豆の国歴史館いづしる

くじ番号 

--	--	--

## 別紙1 封筒記載例

入札書の提出方法は、二重封筒によるものとし、入札書を中封筒に入れ封印し、郵送用の外封筒に同封してください。複数の物件に入札する場合、入札書は、入札する物件1件ごとに封入封印してください。郵送は、1つの外封筒に同封して結構です。

### 【中封筒】

表面

伊豆の国市長 様  
入札番号 第〇〇号  
事業名 令和8年度 伊豆の国歴史館いづしる内自動販売機設置事業  
物件番号 1-1  
施設名 伊豆の国歴史館いづしる  
入札書在中

裏面

印  
印  
印  
令和〇〇年〇〇月〇〇日  
伊豆の国市◇◇◇◆◆番地  
株式会社〇〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇〇  
印

### 【外封筒】

〒410-2299

伊豆長岡郵便局留め

伊豆の国市役所 企画課 宛

入札書在中

事業名 令和8年度伊豆の国歴史館いづしる内自動販売機設置事業

開札日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇〇〇

## 別紙2 くじによる抽選方法について

落札者が2以上の場合、次の方法により落札者を決定します。

- 1 入札書に、くじ抽選用の任意の3桁の数字（くじ番号）をあらかじめ記入し、入札書を郵送していただく。  
\*くじ番号が、不明確又は未記入の場合は、「999」を割り当てます。
- 2 入札書の提出順（到着順）に、くじ対象者に対し、0、1、2、3・・・と順にくじ抽選対象番号を割り当てます。
- 3 くじ番号の合計値をくじ対象者数で除したときの余りの値と、くじ抽選対象番号が合致したものをお落札者として決定します。

（計算例）

AからFの6者のうち、4者が最高額であった場合

応札者	入札額	入札書到着順	くじ抽選対象番号	くじ番号
A	1,000,000	3	1	123
B	900,000	2		400
C	1,000,000	4	2	008
D	1,000,000	6	3	999
E	850,000	5		456
F	1,000,000	1	0	777

A、C、D、Fのくじ番号の合計 ÷ 4

$$(123 + 008 + 999 + 777) \div 4 = 476 \text{ 余り } 3$$

くじ抽選対象番号3のDが落札者となります。